## 紫波町管理型浄化槽整備事業に関する事業予定者の選定について

紫波町(以下「町」という。)は、「紫波町管理型浄化槽整備事業」(以下「本事業」という。)について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づき、PFI事業として実施するため、平成17年4月25日、PFI法第5条の規定に基づき、「紫波町管理型浄化槽整備事業に関する実施方針」(以下「実施方針」という。)を公表しました。

町は、上記実施方針の下、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条及び紫波町管理型浄化槽条例(平成17年紫波町条例第10号)第25条の規定により、平成17年6月24日、本事業を「特定事業」として選定し、平成17年6月27日、事業者募集要項を公表し、本事業を実施する民間事業者(以下「事業者」という。)を公募しました。それを受けて6民間企業グループから参加表明があり、平成17年9月16日に事業者募集要項に基づいて提案書が提出されました。

紫波町PFI事業審査委員会(以下「審査委員会」という。)において提案書の審査を行い、事業予定者を選定しました。また、紫波町PFI事業懇話会(以下「懇話会」という。)は審査委員会の審査結果について承認しました。町は、審査委員会の審査結果および懇話会の意見を踏まえ、事業予定者を次のとおりに選定したので、順位を付して公表します。

平成17年10月12日

紫波町長 藤 原 孝

記

## 1 事業予定者

第 1 順位 株式会社富岡鉄工所グループ 第 2 順位 西原環境グループ

## 2 今後の予定

町は、第1順位の事業予定者と速やかに本事業の実施に係る契約に関する協議を行い、協議が整った場合は、事業契約締結に向けての協定(以下「基本協定」という。)を締結し、当該事業予定者をPFI事業者として選定します。

基本協定は、事業契約の締結に向け、事業予定者が特別目的会社(SPC)を設立すること、また、町は議会の承認を得る等のために、事業予定者と町との双方が今後協力していくことを確認する旨の内容となります。

ただし、第 1 順位の事業予定者と基本協定又は事業契約の協議が整わなかった場合は、 第 2 順位の事業予定者と基本協定締結の協議を行い、協議が整った場合は、基本協定を 締結し、当該事業予定者を P F I 事業者として選定します。

第2順位の事業予定者とも基本協定又は事業契約の協議が整わなかった場合は、事業 者選定手続きを、参加表明の再募集からやり直します。

なお、PFI法第8条に基づく客観的な評価の結果については、事業契約締結後に公表します。